

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		旅館業の営業者の地位の承継の承認（相続）
根拠条例・規則名		旅館業法
条 項		第3条の4第1項
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 （電話：048-840-2227）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定（許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	13日 （ただし旅館業法第3条第2項第5号、第6号（同条第5号に該当する場合に限る）若しくは第7号（同条第5号に該当する場合に限る）又は第8号の該当性に係る照会及び同法第3条第4項の照会が必要な施設については13日加算）
	設定等年月日	平成22年2月24日設定 平成30年8月1日最終改正
備 考		